

## 生徒心得

本校生徒としての自覚と誇りをもって、規律ある生活と健全で明朗な校風を樹立するために、自己の行為を律し、豊かな人間性を築くように努力しよう。

### 第1章 通則

- 1 高校生としての誇りをもち、生徒手帳・身分証明書を常時携帯すること。
- 2 各自の所持品には学年・氏名を明記し、下校時に持ち帰ること。
- 3 生徒間においては、みだりに金銭・物品の貸借交換をしないこと。
- 4 読書や映画・演劇などは健全なものを選ぶこと。
- 5 高校生としてふさわしくない娯楽場や、酒類販売を主目的とする店へは出入りしないこと。
- 6 所用で外出、あるいは外泊する場合は保護者の承諾を得ること。外出は午後9時迄とする。
- 7 飲酒・喫煙・暴力行為はいつ、いかなる場合でも厳禁する。
- 8 次の場合は学校の許可を受けなければならない。
  - ア 学校以外の団体に加入する場合
  - イ 団体を組織する場合
  - ウ 集会を催す場合
  - エ 新聞・文集などを発行する場合
  - オ 金品を募集する場合
  - カ 掲示物をはる場合
  - キ 学校の立場から対外交渉をする場合
- 9 校外において事故が発生した場合には、すみやかに学校（担任）に連絡すること。

### 第2章 服装

- 1 男子制服
  - (1) 男子の制服は、黒の詰襟標準学生服（標準型学生服認証マークのついたもの）とし、変形学生服は認めない。
  - (2) 上衣には、本校所定のボタン・バッチを付ける。（バッチは左襟に付ける）
- 2 女子制服

女子の制服は、全て指定でありブレザー・ベスト・スカートまたはスラックスとし、ブラウスにはモスグリーンのリボンまたはネクタイを結ぶものとする。

  - (1) ブレザー

紺色のシングル3つボタン型。

ボタンは本校オリジナルボタンとする。

ポケットは胸（箱ポケット）と両脇（フラップポケット）とし、左胸にエンブレムが付く。

(2) ニットベスト

刺繍入りニットベストとする。

(3) スカート、スラックス

16本車ひだスカートで、丈は膝の中心とする。スカート、スラックスともに生地はシャドウストライプ柄とする。

(4) ブラウス

各襟のカッターブラウス（左袖に刺繍入り）とする。

(5) ネクタイ

モスグリーンゴム付きワンタッチリボンまたはネクタイ（ともに刺繍入り）とする。

(6) 靴下は清楚なものとする。ストッキング・タイツは肌色または黒とする。

(7) その他

防寒用として刺繍入りセーターの着用を認める。（指定以外は認めない）

3 夏季略装

(1) 基本形

ア 男子はYシャツ、開襟シャツ、または指定オープンシャツ。（Yシャツ着用の場合には裾をズボンの中に入れる）

イ 女子は指定ブラウスの上に指定ベストあるいは指定オープンシャツを着用する。

(2) 防寒のために

ア 男子は学生服を着用してもよい。（学生服を着用せず、カーディガン等を着用しての登下校は禁止）

イ 女子は指定ブレザー・指定セーターを着用してもよい。（ブレザーを着用する際は、指定ブラウスとする）

ウ 女子は指定オープンシャツの上に指定ベスト・指定セーターを着用してもよい。

(3) 女子については、指定オープンシャツを着用する際はリボンを着用しない。また、ブラウス着用の際には、冬期間と同様に必ずリボンを着用する。また、リボンはブラウスの第1ボタンをとめたうえでしっかりと着用する。

4 登校・下校には制服を着用し、履物は皮靴または運動靴を用いサンダル・下駄などを用いてはならない。登校後、履物は各自所定の場所に保管する。

5 上靴は本校指定の運動靴、体育時の下靴は運動靴を使用し、その混用を禁止する。

6 やむなく規定外の服装をする場合は、異装届を担任に提出して許可を受ける。

7 頭髪は見苦しくなく、清潔で、他人に不快な感じを与えないようにする。パーマや脱色、染色等、加工することは禁止する。

### 第3章 校内生活

- 1 生徒はホームルーム開始10分前（8時25分）までに登校するよう心がけること。  
夏季は午前7時、冬季は午前7時半以前には登校しないこと。

- 2 下校時間は下記の通りとする。

			月 ～ 金
夏季 (4月～10月)	下校完了 時間	一般生徒 部活動	17:00 17:30
	休業日	休業日	9:00～16:00
冬季 (11月～3月)	下校完了 時間	一般生徒 部活動	16:30 17:30
	休業日	休業日	9:00～16:00

- 3 下校時間以後は許可なく居残ってはならない。
- 4 下校時間以後も活動する部などは、当日の正午までに顧問教員などを通して学校の許可を受けること。
- 5 土曜日、日曜日、祝日に校舎を使用する部などは、前日の正午までに顧問教員などを通して学校の許可を受けること。なお、4・5の実施に当たっては顧問教員などの付添いを要する。
- 6 登校後は放課後まで校地外に出てはならない。やむを得ず外出するときは、必ず担任の許可を受けること。
- 7 上靴は本校指定の運動靴とし、記名の上使用すること。
- 8 学校には不必要な金銭、貴重品又は危険物などを持参してはならない。
- 9 建物・校具類・樹木などを常に愛護し、落書き又は破損をしないこと。
- 10 学校の施設・用具等を使用する際には、必ず関係職員に届け出て使用すること。
- 11 万一、校舎、校具類を破損した場合は、必ず関係職員に届け出ること。事由によっては弁償の責任を負うこともある。
- 12 全校集会には全校生徒が出席し、指導者の指示に従い整然と行動するよう心がけること。

## 第4章 校外生活

- 1 通学の際および校外では、常に本校生徒としての自覚を持ち、公衆道徳、交通法規を守るよう心がけること。
- 2 在学中の車輛運転免許の取得は原則として禁止する。なお次の場合に限り許可することがある。
  - ・就職内定者で、内定雇用主から免許取得の要請があった場合。
  - ・就職内定者で、免許取得が必要である場合。上記のいずれかの条件が満たされている場合は、保護者より担任を経て生徒指導部に所定の願を提出し、生徒指導部で審議し、許可する。

なお自動車学校への通学は3年生後期の家庭学習期間とする。また、本校を卒業するまで一切車両などを運転しないこと。
- 3 公共の乗物を利用する者は危険な行為や他の乗客の迷惑になる言動を慎むこと。また定期券や乗車券などの不正使用をしてはならない。
- 4 自転車通学
  - (1) 自転車の整備・点検を万全に期し、交通法規に従うこと。
  - (2) 歩行者に配慮した運転を心掛けること。
  - (3) 通学に用いる場合においては担任を経由して生徒指導部に所定の届出をすること。

なお、その際には自転車には必ず本校で購入した所定の「ステッカー」を貼付すること。
  - (4) 所定の場所に駐輪し、施錠すること。
  - (5) 必ず自転車保険に加入すること。なおその際には賠償責任が補償されているかを確認すること。
  - (6) 交通事故に遭遇した場合は、速やかに担任および保護者に連絡し「交通事故報告書」を担任を経由して生徒指導部に提出すること。なお対人事故の場合には、相手の身元を必ず確認すること。その際には警察にも届出ること。
  - (7) 通学期間は、学校が定めた期間とする。
- 5 外出する場合は保護者に行先を明らかにし、第1章で示された心得を守り、事故のないよう心がけること。
- 6 休業日は生徒心得を守り、禁止事項にふれぬように心がけ、有意義に過ごすこと。
- 7 男女の交際は、明朗で礼儀と節度を忘れないこと。
- 8 アルバイトは保護者の許可を得て、所定の届出をすること。時間は午後9時には帰宅する時間帯とし、酒類を提供することを主とする場所、または高校生としてふさわしくない場所、高校生が法律や条例により立入を禁止されている場所でのアルバイトを禁止する。
- 9 校外での会合、各種グループ活動の参加、テレビ出演等については保護者の承認を得て、事前に学校の許可を受けること。

## 第5章 届および願

- 1 この章の届および願は、すべて保護者が署名押印の上、担任を通して学校に提出すること。
- 2 届を提出しなければならない場合は次の通り。
  - ア 欠席する場合
    - (1) 事前に電話・文書・伝言などでその旨を担当に連絡し、後日登校の際、所定の届をすること。
    - (2) 病気欠席1週間以上の場合は医師の診断書を添えて届け出ること。
  - イ 忌引の場合  
死亡した者の続柄により、次の日数を忌引扱いとする。(旅行日数は含まない)

父母	7日
祖父母	3日
兄弟姉妹	3日
伯叔父母	1日
父母・祖父母・兄弟姉妹の法要	1日
  - ウ 遅刻・欠課・早退・外出の場合
  - エ アルバイトを行う場合
  - オ 異装の場合
  - カ 自転車で通学する場合
  - キ 本籍・現住所・姓名・保護者・保証人変更の場合
  - ク その他、学則および本校で定める場合
- 3 願を提出しなければならない場合は次の通り。
  - ア 下校時間以後も残留を希望する場合
  - イ 休業日に校舎を使用する場合
  - ウ 第4章で定める許可を必要とする場合
  - エ その他、学則及び本校で定める場合

- 附 則
- 1 この心得は平成6年4月1日より実施する。
  - 2 この心得は平成26年4月1日より一部改正し、実施する。
  - 3 この心得は令和元年12月10日より一部改正し、実施する。

